

## 平成15年政策評価の実施に関する計画

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）第7条第1項の規定、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）及び「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成14年3月28日国家公安委員会・警察庁長官決定）に基づき、平成15年政策評価の実施に関する計画を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 計画期間

本計画の計画期間は、平成15年1月1日から同年12月31日までとする。

#### 2 事後評価の実施に関する計画

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」に定めた事後評価の対象としようとする政策のうち、平成15年中に事後評価の対象とする政策及びその具体的な事後評価の方法は、以下のとおりとする。

##### (1) 実績評価方式による評価

平成15年に実績評価方式により評価を実施する政策に係る基本目標及び業績目標は、別添1のとおりとする。

平成15年においては、業績目標ごとに定めた業績指標を測定することにより、各業績目標の実現状況を把握することとする。

なお、社会情勢の変化等に伴い、評価期間の途中で、業績目標等の変更を行うことがあり得る。

(注)平成15年3月までを評価期間とする基本目標4の業績目標5「道路交通環境の整備の推進」については、施設整備後の交通事故抑止効果等についてデータ収集及び分析を行った上で、平成16年中に評価書を作成する。

##### (2) 事業評価方式による評価

平成15年においては、「電話異性紹介営業に係る児童買春の防止のための対策」、「飲酒運転対策」及び「交通事故自動記録装置の整備」について、事業等の実施状況、目的等の実現状況について把握し、経過報告書を作成することとする。

その他、既に実施されている事業等であって、今後継続して当該事業等を実施すべきか否か、見直し・改善が必要かなどの評価が求められるものがある。

れば、特に重要なものを選定し、評価を実施するものとする。

なお、平成15年から19年までの間に事業評価方式による評価の実施を予定している事業等については、別添2のとおりである。

### (3) 総合評価方式による評価

平成15年において実施する総合評価方式による評価の対象とする行政課題及び政策は、別添3のとおりとする。

平成15年においては、「警察改革の推進」について政策ごとに定めた効果の把握の手法に関する情報・データの収集等を行い、経過報告書を作成することとする。

なお、社会情勢の変化等に伴い、評価期間の途中に、効果の把握の手法等の変更を行うことがあり得る。

## 3 事前評価の実施に関する計画

平成16年度警察庁予算概算要求の重点事項とする政策については、原則として、評価を実施するものとする。

ただし、緊急の必要性により急きょ重点事項とされたものや、評価の手法が確立していないものについては、可能な範囲で評価を実施する。

その他、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制及び国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策については、随時、必要に応じて評価を実施する。

## 実績評価方式による評価

### 基本目標1 生活の安全と平穏を確保する

業績目標1 警察安全相談の充実強化(5年間:平成13年から17年まで)

(説明)警察に寄せられる相談の取扱件数が急増していることから、警察安全相談員の配置等による体制の整備や、相談担当職員に対する教養の徹底及び関係機関との連携の強化等を行うことにより、住民からの相談に的確に対応し、犯罪等による被害の未然防止の徹底を図る。

業績目標2 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案への適切な対応の推進(5年間:平成13年から17年まで)

(説明)警察職員に対し、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の特性等に関する理解を深めるために必要な研修・啓発を行い、関係機関・団体等との連携を強化することにより、被害者の立場に立った適切な対応を推進し、犯罪等の未然防止の徹底を図る。

業績目標3 安全・安心まちづくりの推進(5年間:平成13年から17年まで)

(説明)街頭緊急通報システムの整備・運用、関係機関・団体等との連携による犯罪防止に配慮した道路・公園・共同住宅等の普及、広報啓発活動の推進等を行うことにより、犯罪被害に遭いにくい環境の確保を図り、住民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現する。

業績目標4 地域住民に身近な犯罪の予防・検挙活動の推進(5年間:平成13年から17年まで)

(説明)刑法犯認知件数が増加するなど治安情勢が悪化していることから、地域警察官の職務執行能力の向上・強化、パトロールの強化と空き交番対策の推進、住民が不安を感じる問題の把握・解決活動の推進により、地域社会における安全と安心を確保する。

業績目標5 少年非行の凶悪・粗暴化防止対策の推進(5年間:平成13年から17年まで)

(説明)最近の少年非行は、殺人、強盗等の凶悪犯が依然として深刻な状況にあるほか、暴行、傷害、恐喝等の粗暴犯の検挙人員の増加など、非行の凶悪化

・粗暴化の状況がうかがえることから、少年事件特別捜査隊の設置・拡充等による少年事件捜査力の充実強化、少年相談活動や街頭補導活動等による前兆的問題行動への早期対応、さらには、少年サポートセンターを中心とした関係機関等との連携強化を行うことにより、非行集団等に対する取締りを強化するとともに、解体補導及び立直り対策を推進し、少年により敢行される凶悪・粗暴な犯罪の予防対策の推進を図ることとする。

#### 業績目標 6 環境犯罪対策の推進（5年間：平成13年から17年まで）

（説明）産業廃棄物の不法投棄事犯等の環境犯罪が依然として多発していることから、その取締りや環境犯罪を抑止し環境破壊の拡大を防止するための取組みを強化することにより、環境保全を求める国民の要望に応える。

#### 業績目標 7 けん銃密輸・密売事犯の摘発強化（5年間：平成13年から17年まで）

（説明）我が国においては、押収される真正けん銃のほとんどが海外から密輸入されたものであることから、違法な銃器の根絶に向けて、捜査支援体制の強化、関係機関とのネットワークの構築、国際協力の確保を図ることにより、海外からのけん銃の流入及び国内におけるその拡散を阻止する。

#### 業績目標 8 薬物の密輸入事犯の取締りの強化（5年間：平成13年から17年まで）

（説明）我が国で乱用されている薬物のほとんどが海外から密輸入されているものであることから、税関、入国管理局等関係機関との連携強化、コントロールド・デリバリーの積極的な活用に向けた取組みの強化により、薬物の海外からの不正流入を阻止し、供給の遮断を行う。

### 基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

#### 業績目標 1 特定重要窃盗犯 に対する捜査の推進（5年間：平成13年から17年まで）

侵入盗のうち、侵入手段としていわゆるピッキング用具を使用するもの、組織的に敢行される自動車盗及び少年等によるひったくりをいう。

（説明）窃盗犯の中でも特に悪質性が高く、増加傾向がうかがわれる特定重要窃盗犯に捜査の重点を置き、関係機関との連携による総合的な体制を整えることなどを通じて、的確な捜査を推進する。

業績目標 2 告訴・告発への取組みの強化（5年間：平成13年から17年まで）  
（説明）告訴・告発については、社会・経済情勢や国民の意識の変化により、平成12年以降、相談及び事件受理件数が急増していることから、国民の権利等を不当に侵害することのないよう、その取扱いの適正化と迅速的確な捜査の推進を図る。

業績目標 3 科学的・合理的な捜査の推進（5年間：平成13年から17年まで）  
（説明）科学技術の急速な発展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するため、鑑識資機材の充実、鑑識技術への最先端の科学技術の導入等を図ることにより、科学的・合理的な捜査を推進する。

業績目標 4 犯罪の広域化・スピード化に対応した広域捜査の推進（5年間：平成13年から17年まで）  
（説明）近年、社会情勢の急激な変化による人や物の交流の広域化・活発化に伴い、数府県にまたがって発生する犯罪も少なくないことから、広域犯罪に的確に対処するための捜査用資機材の充実、捜査支援システムの的確な活用により、犯罪の広域化・スピード化に的確に対応できるようにする。

### **基本目標 3 暴力団等による違法・不当な行為を封圧する**

業績目標 1 民事介入暴力対策の強化（5年間：平成13年から17年まで）  
（説明）暴力団等が組織の威力を背景に、一般市民生活等に介入して違法・不当な利益の獲得を図る民事介入暴力が国民の身近な不安として存在していることから、これを解消するために、関係機関・団体との連携を強化しつつ、暴力団関係相談への適切な対応、社会運動等標ぼうゴロ対策の推進等を図ることにより、民事介入暴力対策を強化し、暴力団等による違法・不当な行為から一般市民を守る。

業績目標 2 資金源対策の徹底（5年間：平成13年から17年まで）  
（説明）資金獲得犯罪の検挙、不正に獲得した収益のはく奪、暴力団対策法に基づく中止命令及び再発防止命令の発出、各種営業等からの暴力団排除等の資金源対策を徹底することにより、暴力団等の存立基盤の弱体化を図る。

業績目標 3 暴力団等が市民社会に及ぼす危険の除去（5年間：平成13年から17年まで）  
（説明）銃器等を用いた対立抗争事件等が市民社会の大きな脅威となっているこ

とから、事務所使用制限命令の積極的活用や銃器等の取締りの徹底による対立抗争の拡大防止を図ることなどにより、暴力団等が市民社会に及ぼす危険を除去し、一般市民の平穏な生活を確保する。

#### **基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する**

業績目標 1 交通安全教育及び交通安全活動の推進（5年間：平成13年から17年まで）

（説明）参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、シートベルトの着用・チャイルドシートの使用についての普及啓発等の交通安全活動を推進することにより、国民の交通安全意識を高め、交通の安全を確保する。

業績目標 2 きめ細かな運転者施策の推進（5年間：平成13年から17年まで）

（説明）初心運転者等に係る事故率は、依然として高い率で推移していることから、運転免許試験、指定自動車教習所の水準向上等に係る諸施策を充実させることにより、交通の安全を確保する。

業績目標 3 交通秩序を確立するための施策の推進（5年間：平成13年から17年まで）

（説明）悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締り、科学的な事故事件捜査の推進による交通事故事件捜査の強化等を推進することにより、交通秩序を維持し、交通の安全と円滑を確保する。

業績目標 4 暴走族対策の推進（5年間：平成13年から17年まで）

（説明）暴走族による集団暴走、爆音暴走その他悪質事犯に対する取締りの強化等の暴走族対策を推進することにより、市民生活の平穏と安全を確保する。

業績目標 5 道路交通環境の整備の推進（7年間：平成8年4月から15年3月まで・5年間：平成15年4月から20年3月まで）

（説明）交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備し、道路交通の安全と円滑を確保する。

#### **基本目標 5 国の公安を維持する**

業績目標 1 的確な警備措置の推進（5年間：平成13年から17年まで）

（説明）重大テロ、重大事故、大規模自然災害等重大事案に係る関係機関との連携強化、治安警備及び警衛・警護の的確な実施等により、的確な警備措置の

推進を図る。

業績目標 2 警備犯罪取締りの推進（5年間：平成13年から17年まで）

（説明）主要警備対象勢力による各種事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りの推進を図る。

## **基本目標 6 国境を越える犯罪に対応する**

業績目標 来日外国人犯罪対策の推進（5年間：平成13年から17年まで）

（説明）最近、国際的な犯罪組織によって敢行される各種の犯罪が多発していることから、これらの「国境を越える犯罪」に適切に対処するため、警察各部門間及び国内外の関係機関との連携強化のための体制を整えることにより、国際的な犯罪組織の実態解明、事件検挙を推進するとともに、その背景にある不法滞在者問題に適切に対応する。

## **基本目標 7 犯罪被害者を支援する**

業績目標 被害者支援のための環境整備の推進（5年間：平成13年から17年まで）

（説明）犯罪被害者は、生命・身体・財産等に対する直接的被害だけでなく、精神的苦痛や経済的被害等の二次的被害も被っており、様々な場面において支援・保護を必要としていることから、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の適正な運用、関係機関・団体等との連携、施設等を整えることにより、犯罪被害者に対する経済的・精神的支援等のきめ細かな被害者支援を推進する。

## **基本目標 8 情報セキュリティを確保する**

業績目標 ハイテク犯罪、サイバーテロ対策の推進（3年間：平成13年から15年まで）

（説明）捜査体制・技術支援体制の整備、諸外国・産業界との連携強化等を推進することにより、コンピュータ・ネットワーク上の治安維持を図り、国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるようにする。

業績目標に記載した期間は、評価期間を表す。

## 事業評価方式による評価

政策の名称	15年	16年	17年	18年	19年	政策所管課
街頭緊急通報システム (ｽｰﾊﾟｰ防犯灯の整備)		(評価)				生活安全企画課
電話異性紹介営業に係 る児童買春の防止のた めの対策	(経過)		(評価)			生活環境課 少年課
飲酒運転対策	(経過)		(評価)			交通企画課 交通指導課 運転免許課
交通事故自動記録装置 の整備	(経過)		(評価)			交通指導課
警察庁における行政手 続の電子化		(評価)				情報管理課

注：上記のうち、「(経過)」とある年においては、経過報告書を作成し、「(評価)」  
とある年においては、評価書を作成する。



## 総合評価方式による評価

行政課題	評価の対象とする政策の名称	政策所管課
1 警察改革の推進 (14年～16年)	第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化 第2 「国民のための警察」の確立 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築 第4 警察活動を支える人的基盤の強化	総務課、人事課、給与厚生課、国家公安委員会事務官、国際第一課、国際第二課、生活安全企画課、地域課、少年課、銃器対策課、薬物対策課、刑事企画課、捜査第二課、暴力団対策第一課、暴力団対策第二課、交通指導課、交通規制課、運転免許課、警備企画課、外事課、情報通信企画課、技術対策課
2 総合的な被害者対策の推進 (14年～16年)	第1 基本的な施策の推進 第2 被害者の特性に応じた施策の推進	給与厚生課、生活安全企画課、地域課、少年課、生活環境課、刑事企画課、捜査第一課、暴力団対策第一課、交通企画課
3 街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進 (15年～17年)	第1 街頭活動を強化するための執行体制の確保 第2 街頭犯罪・侵入犯罪の検挙活動の強化 第3 非行集団に対する取締りの強化、解体補導及び立直り対策の推進強化 第4 街頭犯罪・侵入犯罪の手段等となり得る行為の取締りの推進 第5 犯罪類型に応じた防犯対策の推進	生活安全企画課、地域課、少年課、刑事企画課、捜査第一課、暴力団対策第一課、総務課、人事課、会計課、国際第一課、交通企画課、交通指導課、警備企画課、警備課、情報通信企画課

注：上記行政課題1については、平成15年中に経過報告書を作成する。